

平成 27 年度 保育園入園の申込みについての追加説明

平成 27 年度からの保育園入園手続きに関して、関係書類を提出いただく際、下記について説明を加えさせていただきますので、ご確認ください。

記

1 保育園の利用時間について

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書の裏面、保育を必要とする事由等の項目中に「希望する利用時間」の欄があります。

この欄では、保育標準時間（最長 11 時間）・保育短時間（最長 8 時間）を選択できますが、それぞれの時間を利用できる基準については以下のとおりとなります。

保育を必要とする事由	保育を利用できる時間 （保育必要量の区分）	備考（基準となる時間等）
就労（フルタイム等）	保育標準時間（11 時間）	月平均 120 時間以上の就労
就労（パートタイム等）	保育短時間（8 時間）	月平均 48 時間以上～120 時間未満の就労 月平均 48 時間未満の場合は認定されません。
妊娠・出産	保育標準時間（11 時間）	産前 6 週間、産後 8 週間の期間内
疾病・障害	保育標準時間（11 時間）	
介護・看護	保育標準時間（11 時間）	
災害復旧	保育標準時間（11 時間）	
求職活動	保育短時間（8 時間）	保育の認定期間は最長 90 日
就学	就労に準じて判断	
その他	状況により判断	

ただし、既に入園している児童に限っては、保育短時間（8 時間）の認定であっても、保護者が希望する場合は保育標準時間（11 時間）を選択できます。（新制度施行に伴う経過措置として。）

2 保育を必要とする事由に該当する「同居の祖父母」について

従来は、同居の祖父母が、家庭内で保育できる状態（家事手伝いなど）の場合、保育園を利用できませんでしたが、新制度では、同居の祖父母が無職等であっても、保育園を利用できる世帯として認定されます。但し、その場合、保育短時間認定（8 時間）となります。また、保育園の申込み状況等によっては、希望の保育園を利用できない場合があります。なお、同居の祖父母の方が、65 歳以上の場合は、保育実施基準審査の対象外ですので、保育を必要とする証明書の提出は不要です。

3 育児休業明け及び育児休業中の入園の取扱いについて（平成 26 年 10 月以降適用）

育児休業明けの場合

復職する日の 1 か月前から入園可能です。ただし、新規入園児童（慣らし保育が必要な児童）に限ります。慣らし保育が不要な児童の場合は復職日からの入園承諾

育児休業中の場合

既に入園している児童に限っては、引き続き保育園の利用が可能。

育児休業中の新規入園の申請はできません。